

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。  
令和8年5月15日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
重成 麻利

## 記

- 契約担当官等の官職及び氏名  
支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 重成 麻利
- 競争入札に付する事項
  - 調達件名及び数量 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究 1式
  - 仕様 別添仕様書のとおり
  - 履行期限 令和9年3月23日
  - 入札方法等 入札金額は総価を記入すること。  
なお、本件については総合評価落札方式を採用する。入札の際に提案書を提出し、審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
  - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
  - 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 契約条項を示す場所等
  - 所在地  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
警察庁長官官房会計課調達係（中央合同庁舎第2号館19F）  
電話番号 03-3581-0141 内線2298
  - 入札説明書の交付方法  
本公告の日から上記4(1)の所在地において交付する。  
ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。
- 提案書及び競争参加資格の確認のために必要な書類の提出場所及び期限
  - 場所  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
警察庁交通局交通企画課（中央合同庁舎第2号館18F）  
電話番号 03-3581-0141
  - 期限 令和8年6月4日 17時00分
- 入札書の提出場所及び期限
  - 場所 4(1)に示す場所
  - 期限 令和8年6月24日 17時00分
- 開札の場所及び日時
  - 場所 警察庁長官官房会計課入札室（中央合同庁舎第2号館地下2F）
  - 日時 令和8年6月25日 11時00分
- その他
  - 入札保証金 徴収免除
  - 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札。
  - 契約書作成の要否  
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

# 入札説明書

[自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る  
調査研究]

## 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札書の提出場所等
- 5 その他

- 別紙－1 入札書作成様式
- 別紙－1－2 入札書作成様式（代理人が入札する場合）
- 別紙－1－3 入札書作成様式（復代理人が入札する場合）
- 別紙－2 委任状作成様式（代理人が入札する場合）
- 別紙－2－2 委任状作成様式（復代理人が入札する場合）
- 別紙－2－3 委任状作成様式（復代理人の選任及びその他の事項）
- 別紙－3 競争参加資格の確認のために必要な書類
- 別紙－3－2 総合評価技術審査申請書
- 別紙－4 暴力団排除に関する誓約事項
- 別添 契約書（案）
- 別添 仕様書
- 別添 応札資料作成要領
- 別添 総合評価落札方式について

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官 重成 麻利

## 2 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究 1式

### (2) 履行期限

令和9年3月23日

### (3) 仕様

仕様書のとおり

### (4) 納入場所

仕様書のとおり

### (5) 入札方法

落札者の決定は総合評価落札方式をもって行う。

入札金額は総価で行うので、

ア 入札者は、業務に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ 本件は、入札に先立ち提案書を提出し、審査を受けなければならない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額により入札書を提出しなければならない。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

徴収免除

## 3 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 開札時まで令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問合せ先は、次のとおり。

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房会計課調達係

電話番号 03-3581-0141（内線）2298

### (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる

者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

ア 提案書及び競争参加資格の確認のために必要な書類の提出場所及び問合せ先

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁交通局交通企画課

電話番号 03-3581-0141

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁長官官房会計課調達係 萱場 功

電話番号 03-3581-0141 (内線) 2298

##### (2) 入札書等の提出期限

ア 提案書及び競争参加資格の確認のために必要な書類

令和8年6月4日 17時00分

上記4(1)アに示す場所に上記期限までに提出(郵送の場合は必着)すること。

イ 入札書

令和8年6月24日 17時00分

提出方法は4(4)により提出(郵送の場合は必着)すること。

##### (3) 開札の日時及び場所

令和8年6月25日 11時00分

中央合同庁舎第2号館内 警察庁長官官房会計課入札室

##### (4) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムで入札する場合

電子調達システムに定める手続に従うこと。

なお、電子調達システムにより入札を行う場合は、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができる。

イ 書面で入札する場合

(ア) 入札書を別紙-1、別紙-1-2又は別紙-1-3の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「6月25日開札[自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究]の入札書在中」と朱書しなければならない。

(イ) 郵便等(書留郵便又はこれに準ずるものに限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「6月25日開札[自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究]の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4(1)宛に入札書の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(ウ) 入札書に「業者コード」を記入する箇所があるので、一般競争参加資格の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)に記載のある10桁の「業者コード」を必ず記入すること。また、電子くじの3桁の数字を記入すること。

(エ) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札書は、無効とする。

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

イ 記名押印を欠く入札書

ウ 金額を訂正した入札書

エ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な入札書

オ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる入札書及び疑いのある入札書

カ 同一の入札について、2通以上提出された入札書

キ 入札公告により一般競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有する者と認められることを条件に、予め入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有する者と認められなかったときの入札書

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 代理人による入札

ア 電子調達システムで入札する場合

代理人が電子調達システムで入札する場合は、入札書の提出期限までにシステムで定める委任状の手続を終了していなければならない。

イ 紙で入札する場合

(ア) 代理人又は復代理人（以下「代理人」という。）が入札する場合には、入札時までに別紙－2又は別紙－2－2若しくは別紙－2－3の委任状を提出しなければならない。

(イ) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 電子調達システムで入札する場合

電子調達システムで入札する入札者又はその代理人は、開札の場所での立会いは不要であるが、開札時刻には電子調達システムを操作する端末の前で待機すること。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、一回のみ直ちに再度の入札を行うので、電子調達システムの再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。当該時刻までに入札書が届かない場合は、入札を辞退したとみなすので注意すること。

イ 紙で入札する場合

(ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(イ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはでき

ない。

- (ウ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (エ) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (オ) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

## 5 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ この一般競争に参加を希望する者は、提案書、本入札説明書5(3)の競争参加資格を有することを証明する書類及び封印した入札書を本入札説明書4(2)の提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は提出した書類に関して説明し、警察庁との協議に応じる義務を負うものとする。

### (3) 競争参加資格を有することを証明する書類及び提案書

ア 競争参加資格を有することを証明する書類及び提案書は、別紙-3、別紙-3-2及び別添応札資料作成要領により作成する。

イ 書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 契約担当官等は提出された書類を競争参加資格の確認及び点評価以外に提出者に無断で使用することはない。

エ 受領した書類は返却しない。

オ 受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

### (4) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書4(4)及び5(3)に従い入札書及び書類を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点の最上位の者を落札者とする。

イ ただし、本入札が予算決算及び会計令第84条に該当し、当該入札価格が予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）に該当する場合は、落札決定を保留の上、低入札価格に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するので、低入札価格調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、当該価格により入札した理由、仕様内容の理解等、当該契約の履行体制、履行中であ

るその他の契約状況、過去における同種契約の履行状況及び経営状況その他当庁が必要と認める事項についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

ウ 低入札価格調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の入札者のうち、総合評価点の最上位の者を落札者とする。

エ 低入札価格調査の結果については、調査対象者及び他の入札者に通知するものとし、公表の対象とする。

オ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙－４）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約条項は、別添契約書（案）のとおりとする。

ウ 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額とする。

なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあった金額とする。

エ 落札者はすみやかに落札価格の内訳書を提出すること。

オ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

カ 上記5(6)オの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

キ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

ク 総合評価において評価した性能等については、すべて契約書にその内容を記載する。

(7) 支払条件

別添契約書（案）のとおり。

(8) 検査

別添契約書（案）及び別添仕様書に定めるところによる。

(9) 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業者コード [ ]

入札金額 ¥

件 名 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路  
交通安全に関する諸課題に係る調査研究

入札公告及び入札説明書を承知の上入札いたします。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

上記代理人

印

業者コード [ ]

入札金額 ￥

件 名 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路  
交通安全に関する諸課題に係る調査研究

入札公告及び入札説明書を承知の上入札いたします。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名 印

上記代理人 印

上記復代理人 印

業者コード [ ]

入札金額 ￥

件 名 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

入札公告及び入札説明書を承知の上入札いたします。

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

弊社は貴庁との一般競争入札に関し下記の者を代理人と定め、令和8年6月25日開札の一般競争入札における入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

## 調達件名

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

代理人住所		
代理人職名		
代理人氏名	代理人使用印鑑	

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名 印

上記代理人 印

弊社は貴庁との一般競争入札に関し下記の者を復代理人と定め、令和8年6月25日開札の一般競争入札における入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

## 調達件名

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

復代理人住所		
復代理人職名		
復代理人氏名		復代理人使用印鑑

# 委任状

令和 年 月 日

警察庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(職名、氏名)

弊社は貴庁との契約に関し 代理人と定め、令和 年 月 日より、令和 年 月 日までの間下記権限を委任します。

- 1 見積書・入札書の提出の件
- 2 契約締結の件
- 3 入札保証金、契約保証金の納付および還付領収の件
- 4 契約物品等の納入および取下げの件
- 5 代金請求・領収の件
- 6 復代理人選任の件

(上記の該当しないものは抹消のうえ訂正印をなつ印のこと)

受任者 使用印欄		
-------------	--	--

※ 他の入札等において本様式を既に提出されている方で委任期間内にある方は、再度提出していただく必要はありません。

競争参加資格の確認のために必要な書類

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名 印

貴庁が公示した入札公告〔自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究〕について、下記のとおり競争参加資格の確認のために必要な書類について、別添の書類等を提出します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、本契約業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせないことを了承し、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部を第三者に再委託する場合は、契約書（案）別添「再委託承認申請書」により指定された期日までに提出し、事前に承認を得ることを誓約します。

記

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し | 1部 |
|-------------------------|----|

総合評価技術審査申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

貴庁が公示した入札公告「自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究」に係る総合評価技術審査資料について、下記の書類を添えて申請します。

1 総合評価に関する資料

1 部

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 契約書（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

- 件名 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究
- 契約金額 ¥ .-  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ .-  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 履行期限 仕様書のとおり
- 納入場所 仕様書のとおり
- 契約保証金 徴収免除

### （目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、特記事項等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記1の「自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究」（以下「調査研究」という。）を行い、その結果を甲に報告し、甲はその対価を乙に支払うものとする。

### （契約保証金）

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記5に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

### （調査研究の実施）

第3条 乙は、仕様書に基づき、調査研究を実施するものとする。

### （研究成果の提出及び確認）

第4条 乙は、本契約書に定めるところにより調査研究を完了した場合は、履行期限までに調査研究により得た、仕様書記載の成果物（以下「研究成果」という。）を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲は、前項の研究成果を受領した場合は、速やかに調査研究の履行の確認をしなければならない。

### （調査研究の報告義務）

第5条 乙は、前条の規定により提出した研究成果について、甲から説明又は資料の提

出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(研究成果の引き渡し)

第6条 乙は、第4条第1項及び第2項の確認検査の終了後、研究成果を甲に引き渡さなければならない。ただし、履行完了前においても甲は必要とする研究成果の引き渡しを乙に求めることができる。

2 乙は、研究成果を甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(契約金額の支払い)

第7条 乙は、研究成果の提出後、甲による履行確認を受け、表記2に規定する契約金額を甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に当該金額を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において別に定めた場合は、この限りではない。

(料金の改定)

第8条 調査研究の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書き

に基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

#### （遅延賠償金）

第11条 乙は、甲の指定する履行期限内に調査研究を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

#### （契約の解除及び違約金）

第12条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
    - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の

- 取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
- ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第13条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第35条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

- 第15条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第12条第4項、第14条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第12条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### （再委託）

- 第16条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、

本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（知的財産権の範囲）

第17条 本契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
  - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
  - (4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 本契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
  - 3 本契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定

める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第18条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、調査研究に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、調査研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲又は甲が指定する都道府県警察（以下「甲等」という。）が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で知的財産権を実施する権利を甲等に許諾する。

(3) 乙は、知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受なければならない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(国等による無償の実施)

第19条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、調査研究の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で調査研究に係る知的財産権を実施す

ることができる。

(知的財産権の報告)

第20条 乙は、調査研究に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、別紙様式1の産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

(特許出願の記載例)

(願書面(国等の委託研究の成果に係る記載事項)欄に記入)

「国等の委託研究の成果に係る特許出願(令和○年度警察庁「○○」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願)」

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、別紙様式2の産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、調査研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、別紙様式3の著作物通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第21条 乙は、調査研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第18条、第19条、前条、次条及び第23条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別紙様式4の移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第18条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、別紙様式4の2の移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第22条 乙は、調査研究に係る知的財産権を自ら実施しようとするとき又は第三者をして実施させようとするときは、別紙様式5の知的財産権実施承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、調査研究に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施させる場合には、第18条、第19条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

3 乙は、調査研究に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別紙様式6の専用実施権等設定承認申請書

を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

4 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、別紙様式6の2の専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### (知的財産権の放棄)

第23条 乙は、調査研究に係る知的財産権を放棄する場合、予め甲の承認を得るものとする。

#### (知的財産権の帰属の例外)

第24条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

#### (ノウハウの指定)

第25条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本調査研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要がある時は、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

#### (知的財産権の管理)

第26条 第18条第2項に該当する場合、乙は調査研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続き

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が、日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

#### (職務発明規定の整備)

第27条 乙は、本契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が調査研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規定を定めなければならない。

(研究成果の実施)

第28条 乙等が、研究成果を利用した製品の製造又は販売を行おうとするときは、予め甲に報告すること。

(研究成果の公表)

第29条 乙等が研究成果を公表する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(契約不適合責任)

第30条 甲は、研究成果の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて研究成果の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない研究成果を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が第4条の確認時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(知的財産権の紛争解決)

第31条 乙は、調査研究を実施するに際し、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(管轄裁判所)

第32条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第33条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第16条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第34条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第35条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第36条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第37条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
重成 麻利

乙

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 再委託の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

## 特記事項（案）

本契約について、一般契約条項第7条第1項に基づき、下記のとおり特約する。

（契約金額の支払）

第1条 委員会の開催数が5回に満たなかった場合、未開催の回数に応じて、以下の額を契約金額から減額することとする。

委員会会場費一回あたり 〇〇〇円

2 委員会の学識者等の委員は一回に当たり、14名を上限とし、人員が減少した場合には仕様書に規定する委員謝金（以下「謝金」という。）を契約金額から減額することとする。また、委員会開催数が減少した場合にも、未開催数に14名分の謝金を乗じた金額を契約金額から減額する。

3 意見交換会の開催数が2回に満たなかった場合、以下の額を契約金額から減額することとする。

意見交換会会場費 〇〇〇円

別紙様式1

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
」について、下記のとおり産  
業財産権の出願を行いましたので、契約書第20条第1項の規定により通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る産業財産権の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

別紙様式2

産 業 財 産 権 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
」について、下記のとおり産業財産権の登録等の状況について、契約書第20条第3項の規定により通知します。

記

- 1 出願等に係る産業財産権の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

別紙様式3

著作物通知書

年 月 日

警察庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
書第20条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

」に係る著作物について、契約

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

移 転 承 認 申 請 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
」に係る知的財産権について、  
契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 開発項目
- 3 知的財産権の種類
- 4 知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
- 5 移転先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 承認を受ける理由（下記のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
  - ① 移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
  - ② 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたされるため
  - ③ その他

(注)

具体的な理由

(理由が①の場合)

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

(理由が②の場合)

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

更に、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ (国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

(理由が③の場合)

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

移 転 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
」に係る著作物について、契約  
書第21条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 開発項目
- 2 移転した知的財産権
- 3 移転先
- 4 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
  - ① 契約書第21条第2項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
  - ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
    - イ 子会社又は親会社への移転であるため
    - ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
    - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
    - ニ 合併又は分割による移転であるため
- 5 誓約事項  
当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第18条から第23条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

知的財産権実施承認申請書

年 月 日

警察庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
」に係る知的財産権について、  
契約書第22条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実施しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注1） 及び番号（注2）	（注3）

2 実施

自己・第三者（注4）
------------

(注)

記載注意

(注1) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権またはノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注2) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注3) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称該当する（1）～（4）の事項を記載する。

(注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

専用実施権等設定承認申請書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「」に係る知的財産権について、契約書第22条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注2）、 番号（注3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 承認を受ける理由（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

① 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

② 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

③ その他

（注）具体的な理由を、別紙様式4の記載要領に従って記載すること。

## 記載要領

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

専用実施権等設定通知書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「  
」に係る知的財産権について、  
契約書第22条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 専用実施権等（注1）を設定した知的財産権について

知的財産権の種類（注2）、 番号（注3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

- ① 契約書第21条第2項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
- ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
  - イ 子会社又は親会社への移転であるため
  - ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
  - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
  - ニ 合併又は分割による移転であるため

## 記載要領

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う  
道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

仕様書（事業内容）

警 察 庁 交 通 局  
交 通 企 画 課

## 仕 様 書

### 1 件名

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

### 2 事業目的

自動運転は、我が国の交通事故の削減や渋滞の緩和に有効なものと考えられ、近年、国内外において技術開発が急速に進展している。

この点、「官民ITS構想・ロードマップ2020」（令和2年7月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。以下「ロードマップ2020」という。）等を踏まえ、令和4年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、SAE<sup>\*1</sup>レベル4<sup>\*2</sup>に相当する特定自動運行の許可制度が創設され、令和5年4月から施行された。これにより、令和8年3月末時点で全国で延べ11件の特定自動運行許可が行われている。

また、自動運転車の公道実証実験等の実施に当たり、道路使用許可制度を運用して交通の安全と円滑を図るなど、我が国の道路交通環境に応じた自動運転が早期に実用化されるよう、その進展を支援する観点から必要な取組を進めている。

一方で、近年は、AI技術の急速な進展等に伴い、AI技術を活用したEnd-to-End型をはじめとする自動運転システムや運転支援システムに係る技術の高度化が国際的に進みつつある。我が国においても、対応可能な領域が拡大した高度な運転支援機能（通称「レベル2++」、「NOA」）を搭載した自家用車を令和9年以降に販売する予定と発表している自動車メーカーがある。

海外では、運転支援機能を搭載した車両の運転者が、車両が自動走行可能であると過信した場合、安全でない状況下でも車両への依存度が高まり、運転操作から注意を逸らす可能性等が指摘されている<sup>\*3</sup>ところ、我が国においても、対応可能な領域が拡大した高度な運転支援機能を搭載した車両の普及を見据え、この種車両の普及に伴って生じ得る道路交通法上の課題について、検討する必要がある。

---

\*1 SAE (Society of Automotive Engineers) Internationalが定義付ける自動車の運転の自動化レベル。

\*2 SAE InternationalのJ3016における運転自動化レベルのうち、システムが全ての動的運転タスク及びシステムの作動継続が困難な場合への応答をシステムが機能するよう設計されている特有の条件内で実施し、システムの作動継続が困難な場合、運転者が介入要求等に応答することが期待されないもの。

\*3 例えば英国コネクティッド・自動運転車センターが2025年6月に実施した2024年自動運転車法に係るパブリックコメントの中で言及がなされている。(https://www.gov.uk/government/consultations/automated-vehicles-protecting-marketing-terms/automated-vehicles-protecting-marketing-terms)

さらには、運転支援システムのみならず自動運転システムに係る技術の進展等を見据え、国内外における自動運転に係るユースケースも注視しながら、自動運転の社会実装に伴う課題や、SAEレベル4相当の個人所有車の販売等を見据えた対応といった課題も検討していく必要がある。

これらを踏まえ、道路交通法を所管する警察庁において、自動運転車等を含む全ての交通参加者の交通の安全と円滑を確保するという観点から、自動運転及び運転支援機能に係る技術の高度化・普及に伴って生じ得る課題について各種調査・検討を行う目的で本調査研究を実施することとする。

### 3 事業内容

#### (1) 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

事業目的に従い、運転支援技術の高度化及び普及に関して、公開情報の調査等により関連情報を収集・分析するとともに、運転支援技術やその道路交通安全への影響について知見を有する各方面の意見等を聴取した上で、考えられる道路交通安全上の課題及び制度的課題を抽出し、その解決策について調査研究を行うこと。また、これらの調査研究に当たっては、以下のそれぞれの事項について特に留意するとともに、先行して普及する地域における課題・対策も参考にすること。

##### ア 対応可能な領域が拡大した高度な運転支援機能

本調査研究の射程とする見出しの運転支援機能を搭載した車両の販売・開発状況を前提としつつ、かかる機能の普及が交通安全に与えるプラスとマイナスの影響について、特に機能の特性・限界を踏まえ、できる限り明らかにする。

##### イ 運転者に求められる能力、知識、技能等について

本調査研究の射程とする運転支援技術については、その利便性・安全性を評価する声もある一方、自動運転技術との混同による過信・誤用の危険性を指摘する声もある。また、かかる運転支援技術を活用した運転については、運転者による長時間にわたるシステムの監視や必要時に素早い引継ぎが必要であるなど、同支援技術を搭載していない自動車の運転と比べて、特有の注意力や、個別のシステム特有の限界・弱点、引継ぎ操作に係る知識・技能等が必要となる可能性がある。高度な運転支援技術の我が国における安全な普及に向け、運転者への注意喚起、教育内容等の検討に活用することを念頭に置き、同技術を用いて運転を行う運転者に求められる能力、知識、技能等について、人間の認知・行動や心理の特性も踏まえながらできる限り明らかにする。

##### ウ 運転者の認識について

本調査研究の射程とする運転支援技術に係る運転者や消費者の認識が、同技術を用いた運転の安全性に与える影響が指摘されており、諸外国では対策として、運転支援システムに係る名称や宣伝方法についての規制も行われているところ、我が国の運転者が自動運転技術と運転支援技術の違いや運転支援技術の特性、運転支援技術を利用した運転における運転者の役割についてどのように認識しているかをできる限り明らかにする。

## エ メーカー側に求められる関与の在り方について

本調査研究の射程とする運転支援技術について、自動車メーカー側に求められる運転者等への説明や、運転支援システムが交通違反や交通事故に関係したと考えられる場合のシステムの挙動の是正の在り方など、高度な運転支援技術の我が国における安全な普及に向け、メーカー側に求められる関与のあり方について、できる限り明らかにする。

このほか、警察庁の指示に応じ、自動運転の社会実装に伴う課題やSAEレベル4相当の個人所有車の販売等を見据えた対応といった課題について、国内外のユースケースや規制動向の把握等の調査研究を行うこと。

### (2) 有識者に対する意見聴取

上記の検討に資するため、自動車メーカー、自動運転システム・運転支援システムの開発企業、自動運転技術・運転支援技術と道路交通安全への影響に係る研究を行っている者、自動運転技術・運転支援技術やAIを活用した技術に係る法的論点を研究している学識者、これらに関する海外動向に詳しい有識者等から、運転支援機能の高度化・普及や、SAEレベル4相当の個人所有車の販売・普及等によって生じうる道路交通安全上の課題・懸念事項の抽出につながる意見聴取を行う（10～20者程度）。なお、ヒアリングを行う有識者の選定に当たっては、警察庁に事前に協議すること。

### (3) アンケート調査

上記の検討に資するため、運転支援技術への理解に関して、運転者に向けたアンケート調査を実施する（有効回答数1,000人程度）。なお、アンケート調査項目、調査対象者等の実施方法・内容については、警察庁に事前に協議すること。

### (4) 委員会の設置・運営

本調査研究の企画、実施、結果の分析、検討等に当たり、専門的立場から意見を聴取するため、委員（12名程度の学識者等及び4名程度の警察庁担当者）及びオブザーバー（10名程度の関係省庁担当者等）から成る調査検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

委員会の運営に当たっては、次の条件を満たすこと。

ア 委員会の開催に際しては、警察庁と共同で行うとともに、事業目的達成に向けて主体的に検討を行い、工程を適切に管理し、適時警察庁に対して提案及び助言を行うこと。

イ 委員会を構成する学識者等の人選に際しては、本調査研究の内容を議論するに適切な学識者を調査した上で、警察庁と事前に協議して選任するとともに、速やかに委嘱手続を行うこと。

ウ 委員会の運営に当たっては、委員及びオブザーバーとの連絡調整、開催場所の提供（警察庁（中央合同庁舎2号館）近郊とすること。）及び設営、開催通

知の発出、資料の作成及び配布、議事の進行、速記録及び議事概要の作成、謝金（1回当たり19,900円）及び交通費（実費相当）の支払（警察庁担当者及びオブザーバーは不要）等、委員会の運営に必要な費用負担及び一切の事務処理を行うこと。

エ 委員会は、3回以上開催（各1時間以上）すること（会場は別途用意すること。）。ただし、進捗状況等によっては、警察庁の指示の下、開催数や時間を増減させる場合がある。

オ 委員会の開催時期、開催場所、議題の選定並びに資料の作成及び配布に当たっては、警察庁と事前に協議すること。

#### (5) 報告書の作成等

警察庁と協議しつつ、委員会における議論の内容を調査・検討の経緯と合わせて取りまとめ、報告書を作成すること。報告書の作成に当たっては、委員会における検討プロセスを俯瞰的に総括するとともに、抽出された課題を整理・分析し、それらを踏まえた来年度の委員会の在り方について、具体的な展望を提示すること。この際、報告書の納入期限については、後記6の履行期限のとおりとする。

報告書の作成にあたっては、調査の方向性や項立て等の報告書の大枠について警察庁と事前に協議し合意すること。また、最終成果物については、事前に警察庁の承認を得ること。これらの期限については警察庁と別途協議すること。

なお、報告書については、白黒印刷した場合でも内容が理解できるよう配慮すること。

### 4 成果物の提出等

#### (1) 納品物

○ 報告書 15部  
DVD 1枚

○ 報告書の原稿・図表用データ

※ 原稿は一太郎又はワード形式とすること。

※ 図表用データは章ごとに分類・整理（一太郎、ワード、エクセル又はパワーポイント形式）すること。

○ 委員会資料等本事業に関して作成したもの（一太郎、ワード、エクセル又はパワーポイント形式）

※ 作成言語は日本語とすること。

#### (2) 納入場所

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館 警察庁交通局交通企画課

※ 納入場所については、あらかじめ当庁担当者と日程等の調整を図り、搬入の許可等を得ること。

## 5 納品検査

- (1) 履行確認の検査は、納品物が本仕様書に準拠しているかを検証する。
- (2) 検査にあたっては、検査希望日の10執務日以上前に希望する検査日を警察庁に申し出ること。また、検査希望日の概ねの時期は前記3(5)の協議により、警察庁と事前に合意すること。
- (3) 検証の結果、不適当な場合は、請負人は履行期限までに再作成し、納入するものとする。

## 6 履行期限

令和9年3月23日（火）

## 7 請負人の責務

- (1) 請負人は、契約後1週間以内に責任者を選任し、警察庁に書面で届け出るものとする。  
なお、責任者には、本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任するものとする。
- (2) 請負人は、契約後速やかに前記3の事業内容の全作業に係る工程表を提出し、警察庁の承認を得るものとする。
- (3) 請負人は、本事業の実施過程において警察庁から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 請負人は、本事業を実施するに当たり、個人情報に関する権利等の侵害や漏えい等のないよう十分注意するものとする。  
なお、本事業の実施に関し第三者に与えた損害等は、その原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、全て請負人の負担とし、紛争等が生じた場合は、請負人は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 納入日より1年以内に、納品物の内容に著しく不適当な部分があることが明らかになった場合には、その原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、請負人は自らの責任と負担において適正化するために必要な一切の措置を講じるものとする。

## 8 知的財産権等

- (1) 本調達において納入された成果物に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、請負人は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。  
ア 納入成果物に、請負人が本調達の契約前から権利を有する著作権（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「請負人の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負人の既存著作物

- イ 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物
- (2) 前記 8 (1) アで示した請負人の既存著作物については、成果物で利用する目的の範囲に限り、警察庁は請負人に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。
  - (3) 成果物に第三者の既存著作物を使用する場合は、請負人は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。  
なお、この場合、請負人は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ警察庁の了承を得ることとする。また、使用許諾の手続は書面をもって行うこと。
  - (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、請負人は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

## 9 秘密保持

請負人は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。このことは、前記 6 の履行期限終了後においても同様とする。

なお、請負人の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、請負人は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

## 10 その他

- (1) 本事業の実施については、責任をもって信義誠実に履行すること。
- (2) 本事業を実施するに当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本事業の業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に警察庁の許可を得るものとする。
- (3) 本事業の履行に当たっては、警察庁と連絡を密に取ることとし、最低月 1 回以上は作業の進捗状況について報告を行うこと。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は、事前に警察庁と請負人とが協議の上、決定するものとする。

# 印刷物仕様書

発注局課	交通局交通企画課	担当者	技術企画係(内線5072, 5077, 5082)
品目	自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究		
数量	15部	納入期限	令和9年3月23日
仕上規格	A3 ・ A4 ・ A5 ・ B4 ・ B5 ・ B6 ・ その他( )		
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ ポスター ・ 帳票類		
	写真印刷 ・ 新規打直	FD渡し	有 ・ 無
	白黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー		
写真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ(平とじ・中とじ) ・ その他( )		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。</li> <li>・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。</li> <li>・ 見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</li> </ul>		

## 用紙の規格

表紙	再生上質紙	kg	・	その他（レザック）	215	kg	
本文	再生上質紙	55	kg	・	その他（	）	kg
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
見返し	再生上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
とびら	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
その他	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
	上質紙	kg	・	その他（	）	kg	
共通事項	<p>環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。</p>						

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う  
道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

総合評価落札方式について  
及び  
評価項目一覧

警 察 庁 交 通 局  
交 通 企 画 課

「自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究」における総合評価落札方式について

## 1 落札方式

### (1) 総合評価落札方式

本調達は、総合評価落札方式（加算方式）を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

- ① 入札参加者から提示された価格及び技術等をもって、次の各要件に該当する者のうち、(2)に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
  - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。ただし、予定価格と入札価格に大きな差がある場合は、低入札価格調査を実施することがある。
  - イ 入札説明書の交付を受け、本調査の目的、内容等について十分理解しているとともに、入札に係る技術等が入札の公告において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- ② 上記①の数値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

### (2) 総合評価の方法

- ① 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）配分と、技術等に対する得点（以下「技術点」という。）配分の割合は、価格点1に対して技術点を2とする。

※ 価格点の配分：技術点の配分 = 1：2
- ② 価格点の評価方法については、次のとおりとする。

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

※ 価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- ③ 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
  - ア 評価項目の得点は、基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求項目ごとの得点が決定される。

※ 評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分については、別紙「評価項目一覧」を参照のこと。
  - イ 評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求水準を基礎点に係る要件として設定している。

評価の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

提案者は、提案書にて基礎点に係る要件を全て充足していることを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その応札者は不合格となる。
  - ウ 評価基準のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件である。

加点に係る要件については、その提案内容に応じて加点する。

※ 具体的な加点に係る要件の評価については、「2（3）配点方法」を参照のこと。

- ④ 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の価格点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。
- ⑤ 価格点と技術点の算出に当たり、小数点第3位以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

## 2 評価項目

### （1）総合評価点

本調達における総合評価点の内訳は以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点 (100点満点)} + \text{価格点 (50点満点)}$$

### （2）技術点対象項目

本調達における技術点の内訳は以下のとおりとする。

※ 詳細については、別紙「評価項目一覧」を参照のこと。

$$\begin{aligned} \text{技術点} = & \text{「1 調査業務の実施方針等 (30点満点)」} \\ & + \text{「2 組織の経験・能力 (30点満点)」} \\ & + \text{「3 業務従事者の経験・能力 (30点満点)」} \\ & + \text{「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5点満点)」} \\ & + \text{「5 調達時における賃上げを実施する企業に対する評価 (5点満点)」} \end{aligned}$$

### （3）配点方法

「調査業務の実施方針等」、「組織の経験能力」、「業務従事者の経験・能力」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」、「調達時における賃上げを実施する企業に対する評価」の加点に係る要件に関しては、提案書の各項目について、5名の委員が次の評価基準に沿って評価し、これに応じて、その合計点を技術点とする。

- 「調査業務の実施方針等」、「組織の経験能力」、「業務従事者の経験・能力」、  
についての配点

評価 ランク	評価基準	項目別得点	
		配点が10 点の場合	配点が5 点の場合
S	通常の設定を超える卓越した提案内容である。	10	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	6	3
B	概ね妥当な内容であると認められる。	3	1
C	内容が不十分である、または記載がない。	0	0

○ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての配点

認定等の区分 ※1		区分別点数
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2	5
	えるぼし3段階目 ※3	4
	えるぼし2段階目 ※3	3
	えるぼし1段階目 ※3	2
	行動計画 ※4	1
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5	5
	くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※6	4
	くるみん （令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7	3
	トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※8	3
	くるみん （平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9	3
	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10	3
	くるみん （平成29年3月31日までの基準） ※11	2
	行動計画（令和7年4月1日以降の基準） ※4、※12	1
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	4

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定  
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号または令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※12の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

○ 調達時における賃上げを実施する企業に対する評価についての配点

評価項目	要求要件	評価区分	点数
賃上げの実施を表明した企業等	事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	加 点	5
	事業年度において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】		

評価項目一覧

評価項目	評価区分	評価基準	配点			
			基礎点	加点	合計	
1 調査業務の実施方針等			15	15	30	
・調査内容の妥当性、独創性	(必須)	・仕様書記載の調査内容について全て提案されているか。	5	0	10	
		・偏った内容の調査になっていないか。 ・仕様書に示した内容以外の独自の提案がなされているか。	0	5		
・調査方法の妥当性、独創性	(必須)	・課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか。	5	0	10	
		・調査項目・調査手法が明確であるか。 ・調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫が見られるか。	0	5		
・作業計画の妥当性、効率性	(必須)	・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。 ・事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。	5	0	10	
2 組織の経験・能力			5	25	30	
・組織としての調査実施能力	(必須)	・事業遂行可能な人員の確保がなされているか。	5	0	15	
		・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。 ・幅広い知見・ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。	0	10		
・類似調査業務の経験		・過去に同様の調査を豊富に実施しているか。 ・過去に委員会を運営した経験があるか。	0	10	10	
・調査業務に当たったの管理 ・バックアップ体制		・管理者の経験や知見はあるか。 ・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。	0	5	5	
3 業務従事者の経験・能力			5	25	30	
・類似調査業務の経験		・過去に同様の調査を実施しているか。 ・過去に委員会を運営した経験があるか。	0	10	10	
・調査内容に関する専門知識 適格性	(必須)	・調査内容に関する知識・知見を持っているか。 ・調査内容に関する人的ネットワークを持っているか。	5	0	15	
・業務歴、資格、学歴等		・業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか。	0	10		
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2	0	5	5
			えるぼし3段階目 ※3	0	4	4
			えるぼし2段階目 ※3	0	3	3
			えるぼし1段階目 ※3	0	2	2
			行動計画 ※4	0	1	1
		次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5	0	5	5
			くるみん（令和4年4月1日以降の基準） ※6	0	3	4
			くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7	0	3	3
			トライくるみん ※8	0	3	3
			トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※9	0	3	3

くるみん（平成29年3月31日～令和4年3月31日までの基準）※10	0	2	3
トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※11	0	0	3
くるみん（平成29年3月31日までの基準）※12	0	0	2
行動計画（令和7年4月1日以降の基準）※5、※13	0	0	1
<b>若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。			
※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定			
※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間の働き方に係る基準は満たすことが必要。			
※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。			
※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定			
※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定			
※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※10及び※12の認定を除く。）			
※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定			
※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※12の認定を除く。）			
※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正			

	<p>省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定</p> <p>※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの</p>				
5 調達時における賃上げを実施する企業に対する評価	<p>事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】</p> <p>事業年度において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】</p>	0	5	5	
		0	5	5	
合 計	<p>-----基礎点-----</p> <p>加 点</p>	25	0		100
		0	75		

自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う  
道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

応札資料作成要領

警 察 庁 交 通 局  
交 通 企 画 課

「自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究」に係る応札資料作成要領について

## 1 応札者に提示する資料

応札者に対して以下の表 1 に示す資料を提示する。

応札者は、それを受けて提案書を作成し、警察庁に提示する。

〈表 1 応札者に提示する資料〉

資料名称	資料内容
① 仕様書	本調達の対象である自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究の仕様を記述（事業目的、事業内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が、提案書に記載すべき項目の概要や提出方法等を記述。
③ 総合評価落札方式について及び評価項目一覧	応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価項目ごとの評価基準を記述。

## 2 提案書に係る内容の作成要領及び説明

### (1) 提案書の様式

ア 日本語で作成すること。

イ 用紙のサイズはA4版を基本とし、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書の中に折り込むこと。

ウ 提出は紙媒体とともに、電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、原則として、Word、一太郎、PowerPoint、Excel、PDF 形式とする。（これにより難しい場合は、事前に申し出ること。）

### (2) 提案書の構成

提案書は、自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究仕様書（事業内容）を参考に、以下の表 2 に示す構成に従い作成すること。

表 2 の構成に従わない提案書及び必須とした項目の記載がない提案書に関しては、入札適合条件を満たさないと判断することとする。

〈表 2 提案書の項目及び内容等〉

	項目	内容	必須／任意
0	はじめに	背景、前提等を自由に記載	任意
1	提案内容	実施方針、調査内容、調査方法等	必須
2	実施体制	実施体制、再委託先等	必須
3	実施計画	実施作業内容、実施スケジュール等	必須
4	業務実施スキル	実施組織の過去の実績、財務状況、保有	必須

	※	する専門知識、ネットワーク等 調査メンバーの経歴、専門知識、保有資格、過去の実績、人的ネットワーク等	必須
5	補足	成果物のイメージ、事例など自由に記載	任意
6	ワーク・ライフ・バランスの推進状況	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」、「次世代育成支援対策推進法」、「青少年の雇用の促進等に関する法律」その他関係法令に基づく認定を受けた企業、又は女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し	任意
7	賃上げ表明	従業員への賃金引き上げ計画の表明書	任意

※ 本調査研究は、技術開発の方向性に即した自動運転の拡大に向けた課題や必要な制度整備等について検討を行うものであり、業務の実施に当たっては、道路交通法制に関する幅広い知見が求められ、相応の業務実施スキルが必要となることから、業務実施スキルの内容については、適正な評価を行えるよう詳細な内容を記載すること。

(3) 提案書の提出部数

提案書の提出部数は紙媒体正1部、写5部及び電子媒体1セットとする。  
なお、電子媒体はCD-ROMとする。

(4) 提案書の提出期限及び提出先

入札説明書のとおり

3 留意事項

(1) 提案書について

受理した提案書、その他書類は評価結果にかかわらず返却しない。

(2) 秘密の保持

提案書、その他の書類は、本調達における総合評価落札方式（加算方式）の技術点評価にのみ使用する。

(3) その他

ア 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて、用語解説等を添付すること。

イ 応札者は提案の際、提案内容について、より具体的・客観的な詳細説明を行う

ための資料を添付資料として提案書に含めることができること（その際、提案書本文と提案資料の対応が分かるようにすること。）。

ウ 提案書は、カラー、白黒のいずれでも良いが、白黒印刷とした場合は見やすいよう濃淡を調節すること。

エ 警察庁から連絡が取れるよう、提案書の表紙には連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名及び担当者のメールアドレス）を明記すること。

なお、表紙を除き、提案書（添付資料を含む。）については、応札者が特定されることのないよう応札者名等を明記しないこと。

オ 提案書を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、①社名②住所③電話番号④質問者名⑤質問に関する文書名及び項⑥質問内容を明記の上、令和8年6月3日（水）17時00分までにメールにて、警察庁交通局交通企画課自動運転企画室宛て（[auto.drive\\_div@npa.go.jp](mailto:auto.drive_div@npa.go.jp)）に提出すること。

カ 提案書の様式、構成及び留意事項に従った提案書ではないと警察庁が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

キ 提案書等の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする（審査により選定外となった業者に対しても、経費は一切支出しない。）。

ク 特許権及び著作権等のあるものを提案書に利用する場合には、事前に承諾を得ること。

## ～補足説明～



1 契約件名 自動運転等に係る技術の高度化及び普及に伴う道路交通安全に関する諸課題に係る調査研究

### 2 本件の問合せ先

(1) 契約に関すること

警察庁長官官房会計課 調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

Mail [tyotatu@npa.go.jp](mailto:tyotatu@npa.go.jp)

(2) 仕様に関すること

警察庁交通局交通企画課

電話 03-3581-0141

(3) 問合せ期限

本件に関する問合せは、仕様に関することは令和8年6月4日まで、契約に関することは令和8年6月24日までとさせていただきます。

### 3 注意事項

(1) 日付の記入

提出いただく書類には全て日付を記入してください。日付は作成日となります。

(2) 提出期限

書類の提出に当たっては、入札説明書に記載された提出期限を厳守してください。提出期限に遅れた場合、書類の受領はできません（入札辞退となります）ので注意してください。

**（電子入札の場合）**

総合評価基準書（技術提案書等）の提出について

電子調達システムにより競争に参加する事業者は、原則として技術提案書等を紙媒体で提出後、同提案書等の提出期限までに、「競争参加資格の確認のために必要な書類」及び「紙媒体により同提案書等を提出したことを記載した書類（任意様式、調達件名、提出年月日、提出資料内訳、御社担当者氏名及び連絡先の記載は必須）」を同システムにより提出してください。

**（紙入札の場合）**

(1) 書類（入札書）の封印について

入札書については、封筒に入れ代表者印で封印をしてください。

入札書以外の書類は、こちらで内容確認をしますので、くれぐれも入札書と一緒に封筒に入れ封印しないようお願いいたします。

(2) 開札時の集合場所

開札の10分前に会計課入札室（合同庁舎2号館地下2階）にお越してください。

入札室は分かり難い場所にあるため、初めての方などは、警察庁受付（2階）でお待ちください。10分前に担当者が迎えにまいります。

(3) 再度入札

警察庁の予定価格に達しない場合は、直ちに一回のみ再度入札を実施しますので、再度入札のための入札書の準備をお願いします（再度入札の入札書の日付は、開札日当日となります。）。

なお、入札書が不足した場合は、辞退扱いとなりますので注意してください。

### 4 協力依頼

平成25年4月23日に「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」が閣議決定され、これを受けて「警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（警察庁ホームページにて公表）を策定したところです。その趣旨を踏まえ、事業者様におかれましても障害者雇用の推進に関する法律にご理解とご協力をお願いいたします。

## ～提出書類について～

入札や契約行為は、代表権のある方（代表取締役など）が行う事となります。代理の方などが入札に参加される場合は、提出書類が異なりますのでご注意ください。

※「立会者」とは、開札日に開札に立ち会う者をいう。

	立会者※	開札前・事前提出書類
パターンA	代表者	別紙－1(封筒に封印)
		別紙－3(別紙－3記載の各書類)
パターンB	代理人 (例:社長 が委任した 部長等)	別紙－1の2(封筒に封印)
		別紙－2
		別紙－2の3(委任期間内に既提出済の場合は不要)
		別紙－3(別紙－3記載の各書類)
パターンC	復代理人 (部長等が 再委任した 社員等)	別紙－1の3(封筒に封印)
		別紙－2
		別紙－2の2
		別紙－2の3(委任期間内に既提出済の場合は不要)
		別紙－3(別紙－3記載の各書類)

## ～お願い～

### 1 見積書の提出

入札に参加される方に市場価格調査を目的として見積書の提出をお願いしております。提出いただいた見積額は競合他社などに通知されることはありませんので、現時点での最低額で記載して下さい。

なお、見積額と実際の入札額が大きく異なっていた場合には、調査をさせていただく場合もありますので、その場合はご協力をお願いします。

#### (1) 提出先

警察庁長官官房会計課調達係まで提出（メール、郵送又は持参）して下さい。

電話 03-3581-0141 内線2298

Mail [tyotatu@npa.go.jp](mailto:tyotatu@npa.go.jp)

#### (2) 提出期限

令和8年6月4日（木）17時00分

#### (3) 見積書記載内容

宛名は「警察庁」で、出来るだけ詳細な見積書の提出をお願いします。

ア 見積額を算出するための明細（原価計算書含む）がある場合は、明細を添付してください。

イ 既製品を見積もるときは、メーカー及び規格・品番等を記載してください。

ウ 既製品に改造を加えるときは、既製品の価格と、改造に係る役務等の価格とを別に記載してください。

エ 役務費は、工数×労務単価により記載してください。

### 2 アンケートの提出

アンケートは今後の契約業務の改善に生かす目的で実施しており、提出していただいた内容により不利な取扱いを受けることはありません。

#### (1) 入札を辞退される方

入札辞退の理由として、該当する箇所にチェックをお願いします。

#### (2) 入札に参加された方

入札に関する改善要望などについてアンケートの提出をお願いします。

#### (3) 提出先

警察庁長官官房会計課調達係まで提出（メール、郵送又は持参）して下さい。

電話 03-3581-0141 内線2298

Mail [tyotatu@npa.go.jp](mailto:tyotatu@npa.go.jp)